

昭和45年度予算編成方針

横浜市

<昭和44年10月>

いま、市政は質・量ともに本市はじまって以来のいくつもの大事業と龍大な仕事をかかえている。

それらは、膨張してやまない人口と、それにとまらぬ行政需要に対処し、かつ将来の展望の下に、横浜を新しい都市につくりかえていくために、すべて不可欠の仕事である。それらを精緻かつ大胆になしとげていくことは、いま本市政にたずさわっている全職員に課せられた重大な責務である。そのために、仕事が困難にぶつかった時にこそ、新しく勇気と創意をだし、逆に仕事が軌道にのった時はマンネリズムにおちいることを恐れよう。市政は常に未来に向って躍動し、新鮮でなければならない。今春策定された本市中期計画は、これまでの「子供を大切にする市政」「だれでも住みたくなる都市づくり」を基調としながら六大大事業を中心としてさらに積極的に展開するための具体的な目標の設定である。昭和45年度は、中期計画の第2年度にあたるが、過大都市化を防止し、行政サービスの質を高める必要がある。各局とも中期計画にもられた精神を、さらにもう一度咀嚼し、予算要求の基本に据えられたい。

その際とくに強調したいことは、各局は局長以下現場の担当者にいたるまでおのおの事務事業を再点検し、その必要性、実施の方法の再検討を徹底して行ない、そのうえにたつて効果の薄れたものは、勇断をもって切り捨て、新しい視点からの仕事を大胆にとりあげ、問題を提起してほしいことである。このことは毎年度繰り返し強調してきたことであるが、最近の問題点は予算額そのものにあるよりは、執行体制のよどみ、すなわちセクショナリズム・コミュニケーションの不足、事なかれ主義に起因することが多いと思われるからである。

本市財政をとりまく環境は、いぜんとして厳しいものがあるが常に市民の側にたつて考え、市民の要求に適切に応えていく体制によって、十二分に効果的な予算が編成できるものと信ずる。

2———45年度予算編成について

以上のような方向にもとずき、来年度はとくに下記の点

に十分な配慮をはらわれたい。

(1) 本年10月分区が実施されたが、今後、区に自主的な権限、事業を付与していく方針であるので、各区とも予算編成に積極的に参加するとともに各局においては各区の意見を十分に反映すること。

(2) 市民と直結する職場、とくに区役所、福祉事務所、保健所、清掃事務所、土木事務所などの出先機関における体制を再検討し、事務の改善をはかり市民サービスを充実するよう努力すること。

(3) 事務事業を市民生活全般の立場から見直し、行政の網におちこぼれている問題がないかを再検討し、どんなささいな問題でもとりあげること。とくに学校教育設備を整備充実するとともに低所得層、児童、青少年、老人に対する施策を強化すること。

(4) 六大事業はすでに実施段階に入っているが、その事業はたんに一局の問題ではなく、市の全機構をあげてとり組まねばならない。したがって、常に総合的視野にたって各局セクトを廃し、プロジェクトチームによる執行態勢をとるなど十分な事前調整と共同作業を行なうこと。とくに港北ニュータウン建設事業、都心部再開発事業において留意されたい。

(5) 45年度は新都市計画法にもとづいて、本市の新しい土地利用の基本が定まるが、その方向は都市拡大を防止し、行政水準の質を高める方針であるので各局においてこれにもとづき投資計画を立案すること。また宅地開発要綱はしだいに効果をあげつつあるが、さらに十分な意を払われたい。

(6) 予算の編成にあたっては、その執行計画を市民に公開するといううえにたってその事業達成の計画的執行について十分な見通しをたてること。同時に年度当初より事業執行できうる体制をとること。とくに主要事業については予算下調書に執行計画を明記すること。

(7) 総合予算の方針をもって編成するので、年度途中における補正は原則として認めない。したがって正確な見通しと見積りにより予算を算定されたい。

(8) 各事業の立案にあたっては、その事業費の負担関係に十分留意し、とくに民間負担、公共負担のあり方について再検討し、その適正をはかること。

(9) 投資的事業については、中期計画にもとづき計画的実施をはかること。中期計画に計上しないものについて

は、あらかじめ首脳部に方針の了承をとること。なお、各局要求額は、前年度の25%増の範囲内におさえるよう厳守すること。

(10) 先にあげた六大事業を含む重点施策、その他基本的な事業についての計画、建設、調査については、具体的な内容について企画調整室と十分調整をはかること。